

様式

## 結核患者収容モデル事業実績報告

1 事業実施者

2 事業実施期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

3 モデル病室における病床数 \_\_\_\_\_ 床

4 モデル病室への収容者で、次に該当する者

(1) 結核患者であって他の疾病等との

合併症を持つ患者数

\_\_\_\_\_ ( ) 人

(2) 結核患者以外の患者数

\_\_\_\_\_ ( ) 人

合計 \_\_\_\_\_ ( ) 人

5 上記4の患者に係る入院日数

(1) (1)の場合

別紙のとおり

(2) (2)の場合

①延べ入院日数

\_\_\_\_\_ 日

②平均利用日数

\_\_\_\_\_ 日

6 実施要領「6 その他の要件等」に関して

(1) (2)による常勤者

・ 医師 \_\_\_\_\_ 人

・ 看護婦 \_\_\_\_\_ 人

・ その他 \_\_\_\_\_ 人 計 \_\_\_\_\_ 人

(2) (3)による委員会の設置について

・ 設置済み ・ 検討中

(3) (5)による菌検査の実施について

・ 実施した(年 回) ・ 実施しなかった(理由: \_\_\_\_\_)

※1 本表は、事業実施者毎に作成すること。

2 4については延べ人数を記入することとし、( )内には実数を記入すること。

3 5の「(1)の場合」(別紙)については、モデル病床における個々の患者の入院実日数であり、モデル病床以外の病床における日数は含まないこと。また、「(2)の場合」については、上記4の(2)に係る延べ日数とすること。

4 5における「②平均利用日数」は、年度における上記3の病床に対する利用日数(延べ入院日数/モデル病室における病床数)であること。

別紙

(1) の場合 (単位：日)

	入院実日数	合併症名		入院実日数	合併症名
患者A	日		患者AI	日	
患者B	日		患者AJ	日	
患者C	日		患者AK	日	
患者D	日		患者AL	日	
患者E	日		患者AM	日	
患者F	日		患者AN	日	
患者G	日		患者AO	日	
患者H	日		患者AP	日	
患者I	日		患者AQ	日	
患者J	日		患者AR	日	
患者K	日		患者AS	日	
患者L	日		患者AT	日	
患者M	日		患者AU	日	
患者N	日		患者AV	日	
患者O	日		患者AW	日	
患者P	日		患者AX	日	
患者Q	日		患者AY	日	
患者R	日		患者AZ	日	
患者S	日		患者BA	日	
患者T	日		患者BB	日	
患者U	日		患者BC	日	
患者V	日		患者BD	日	
患者W	日		患者BE	日	
患者X	日		患者BF	日	
患者Y	日		患者BG	日	
患者Z	日		患者BH	日	
患者AA	日		患者BI	日	
患者AB	日		患者BJ	日	
患者AC	日		患者BK	日	
患者AD	日		患者BL	日	
患者AE	日		患者BM	日	
患者AF	日		患者BN	日	
患者AG	日		合計(個×日数)	日	——
患者AH	日		平均利用日数	日	——

※ 記入欄が足りない場合には、続紙を作成すること。

健感発第0331001号

平成20年3月31日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

「医療計画における結核病床の基準病床数の算定について」の一部改正について

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項の規定に基づき医療計画において定めるべき結核病床に係る基準病床数については、「医療計画における結核病床の基準病床数の算定について」（平成17年7月19日付け健感発第0719001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に基づき、適正に算定されていると思慮するが、平成19年4月から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）が施行され、また、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における結核患者の入退院及び就業制限の取扱いについて」（平成19年9月7日付け健感発第0907001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）により、結核患者の入退院の具体的な基準を定めたので、これに伴い、本通知の一部を改正し平成20年4月1日より別添のとおり取扱うこととしたので、御了知願いたい。

(別添)

健感発第0719001号

平成17年7月19日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

医療計画における結核病床の基準病床数の算定について

医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第2項の規定に基づき医療計画において定めるべき結核病床に係る基準病床数(以下単に「基準病床数」という。)については、都道府県の区域ごとに結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の提供を図るため必要なものとして都道府県知事が定める数とされていることから、御了知の上、適正な基準病床数の算定を行うこと。

なお、基準病床数の算定に当たっては、下記を参酌されるとともに、現に利用されている結核病床の数を著しく超えないよう留意すること。

おって、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的な助言とする。

記

基準病床数は、都道府県の区域ごとに別表に定める式により算定した数と医療計画に基準病床数を定めようとする日の属する年度の前の年度の当該都道府県の区域内における慢性排菌患者(2年以上登録されており、かつ、1年以内に受けた検査の結果、菌陽性であった肺結核患者に限る。)のうち入院している者の数を合算したものとすること。